令和元年9月定例教育委員会 会議録

9月定例教育委員会を令和元年9月24日(火)午後1時30分 市役所401会議室に招集する。

◆出席者

教育長 滝 誠

教育委員 教育長職務代理者 髙木浩行 委員 紀藤統一 委員 田中秀佳 委員 奥村康祐 委員 小倉志保 委員 堀 美鈴

事務局 中村教育部長 小島子ども・子育て監 長瀬学校教育課長 神谷主幹 上原文化スポーツ課長 中村歴史まちづくり課長 間宮子ども未来課長 大藪指導主事 永濱指導主事

記録者 和泉知子

傍聴者 なし

◆次 第

- 1 開会
- 2 教育長報告 (前回会議録の承認)
- 3 付議事件の審議

第37号議案 犬山市武道館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部 改正について

第38号議案 犬山市弓道場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部 改正について

第39号議案 犬山市体育センターの設置及び管理に関する条例施行規則の 一部改正について

第40号議案 犬山市要保護児童対策協議会委員の委嘱について

第41号議案 犬山市母子生活支援施設 (キルシェハイム) 事業者選定プロポーザル審査委員会委員の委嘱について

- 4 通信及び請願
- 5 協議・連絡
- (1)後援名義使用許可に関する報告
- (2) 9月議会について
- (3) 令和元年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
- (4) 令和2年度必要な人材確保に関する調査結果について
- (5) 全国学力・学習状況調査の結果について
- (6) 小中学校通学路、子ども未来園等散歩経路について
- (7) 「犬山おあしす(あいさつ)運動」標語優秀賞表彰式について
- (8) 10月・11月行事予定表について
- (9) いじめ防止に向けて

- (10) 教育委員と市民との意見交換会について
- (11)給食費に関する保護者等への説明及び意見聴取について
- 6 自由討議
- 7 その他
 - ・総合教育会議について
- 8 閉会

◆議事内容

開 会

教 育 長: ただ今より9月定例教育委員会を開催します。

教育長報告

教育長:

皆さん、こんにちは。3連休中は台風17号が心配されたわけですけ ど、幸いこの辺りは大きな雨風もなく、無事でよかったなと思うわけで すけど、それよりも前回の台風15号が千葉県で大変大きな被害をもた らしたという報道が続いております。テレビで映される映像は軒並み屋 根の瓦が飛ばされて、ブルーシートが敷かれている様子が非常に痛々し いなと思ったわけですけれども、まだ今も復旧していないということ で、1年後ではないと復旧ができないとそんなことも一部聞いておりま す。また、この連休中小学校の運動会が予定をされておりました。6つ の小学校が土曜日に計画をしていました。犬山北小学校だけは翌日に延 期をしましたが、5校については何とかやれたようであります。今週の 土曜日には中学校の体育大会が、来週の土曜日10月5日については羽 黒小学校と犬山西小学校、19日については犬山南小学校、26日につ いては城東小学校ということで、本年度から小学校については、開催日 をそれぞれの学校の実情に合わせて実施をするということになってお ります。またお時間のある時、覗いていただけたらなと思います。よろ しくお願いします。

このところ全国でいろんな事件事故が起きております。頭にあるところで申しますと、埼玉県で小学校4年生の男の子が、まだ確定ではありませんが、義理のお父さんに首をしめられて殺害をされたらしいということがありました。また山梨のキャンプ場では、7歳の女の子が未だに行方不明で見つかっていないということもありました。また茨城県では5人家族のご両親が刺殺をされて、3人の子どもさんの下2人はまだ小さいという事件もあったようであります。本当に何が起こるかわからないで済めばいいのですが、こんなことがということが全国の各地で起きており、その痛ましい犠牲者に小中学生等がなるという状況が最近非常に目についているわけですけど、やっぱりこういった弱い子ども達は大人が守ってあげなきゃいかんなと改めて感じているこの頃であります。一方犬山市内では、9月議会が明日で閉会を迎える時期になって参りました。教育委員会に対する質問もいっぱいいただいておりまして、給

食費に関すること、あるいは全国学力・学習状況調査の結果に関するこ と、学校施設設備に関すること、学校と市教委、市教委と市長との関係 について等、本当にいろいろとご質問をいただいております。中にはど うしてこんな質問をと思わないわけでもないわけですが、こんな時代な のかなというか、いろいろなお考えの方がみえるんだなと、つくづく思 っております。 また全国的に目を向けますと、バレーボールだとかラグビーのワール ドカップが開催をされております。今週の土曜日、アイルランドとの闘 いがテレビで放映をされるようですが、楽しみもまたありますので、何 とか頑張って参りたいというふうに思っております。では9月の定例教 育委員会を始めさせていただきますのでよろしくお願いします。また、 前回の定例教の会議録を今から回させていただきますので、ご覧いただ いてご署名をお願いしたいと思います。 それでは、付議事件の審議に入ります。 第37号議案 教育長: 第37号議案「犬山市武道館の設置及び管理に関する条例施行規則の 一部改正」について、事務局お願いします。 この案を提出するのは、犬山市武道館の設置及び管理に関する条例の 上原課長: 一部改正に伴い、大山市武道館の設置及び管理に関する条例施行規則の 一部を改正する必要があるからです。資料の新旧対照表をご覧くださ い。第2条にありますように、「教育委員会」を「犬山市教育委員会」 と文言の修正をするとともに、第5条にございますように、個人利用の 回数券の追加、あとは文言の修正でございます。なかなかこれを読んで いてもわかりにくい部分はございますが、第5条にあります「個人利用 券」につきましては、元々は左端の控え部分を一般利用、市内高校生、 市外一般に分けて金額も併記しておりましたが、今回の改正で様式第3 「個人利用券」のように統一させていただきました。「個人利用回数券」 につきましても様式4のようになります。この規則につきましては、公 布の日から施行するとなっております。以上で説明を終わります。 教育長: 今説明がありました第37号議案につきまして、ご意見ご質問がある ようでしたらお願いします。特によろしいでしょうか。 では、第37号議案「犬山市武道館の設置及び管理に関する条例施行 規則の一部改正」について、お認めいただけますでしょうか。 各委員: 異議なし。 異議なしと認めます。この件は承認されました。 教育長: 続いて、第38号議案の審議に入ります。 第38号議案

3

一部改正」について、事務局お願いします。

第38号議案「犬山市弓道場の設置及び管理に関する条例施行規則の

この案を提出するのは、犬山市弓道場の設置及び管理に関する条例の

教育長:

上原課長:

教育長:	一部改正に伴い、犬山市弓道場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する必要があるからです。資料の新旧対照表をご覧ください。こちらにつきましても先程の37号議案で説明しましたように、犬山市武道場と同様の改正を行います。文言の改正と個人利用券と個人利用回数券の改正となっております。この規則は、公布の日から施行するとなっております。以上で説明を終わります。 今説明があったとおりですが、何かご意見ご質問があるようでしたらお願いします。特にご異議はないですか。
	では、第38号議案「犬山市弓道場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正」について、お認めいただけますでしょうか。
各 委 員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第39号議案の審議に入ります。
	第39号議案
教育長:	第39号議案「犬山市体育センターの設置及び管理に関する条例施行
	規則の一部改正」について、事務局お願いします。
上原課長:	この案を提出するのは、大山市体育センターの設置及び管理に関する
	条例の一部改正に伴い、犬山市体育センターの設置及び管理に関する条
	例施行規則の一部を改正する必要があるからです。資料の新旧対照表を で覧えばない。第8名NIエマズギいますがウスタエマズギを表見合った。
	ご覧ください。第2条以下でございますが字句修正で「教育委員会」を 「香島会」に試工しいることになっております。この担則は、公本の口
	「委員会」に訂正ということになっております。この規則は、公布の日から施行するとなっております。以上で説明を終わります。
教 育 長:	今説明があったとおりですが、何かご意見ご質問があるようでしたら
X H X.	お願いします。特にご異議はないようです。
	では、第39号議案「犬山市体育センターの設置及び管理に関する条
	例施行規則の一部改正」について、お認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。
	続いて、第40号議案の審議に入ります。
	第40号議案
教育長:	第40号議案「犬山市要保護児童対策協議会委員の委嘱」について、
明点細目	事務局お願いします。
間宮課長:	この案を提出いたしますのは、犬山市要保護児童対策協議会委員を委嘱する必要があるからです。 候補者委員につきましては別表のとおり
	で、各区分からそれぞれ選任させていただいて、 事前に承諾はいただい
	ております。「要保護児童」というのは、次第の協議・連絡でも「要保
	護及び準要保護児童」と同じ言葉を使っておりますが、この40号議案
	の「要保護児童」は被虐待児童のことを言いますので、ご承知おきくだ
	さい。説明は以上です。
教育長:	要保護児童対策協議会委員の関係でありますが、総勢25名、それぞ

	れのお立場から委員になっていただく方のお名前が記されております。
	その中で新しい方が10名、15名が継続、女性の比率は24%、任期
	は2年ということでありますが、これについて何かございますでしょう
	か。特にないようであります。
	では、第40号議案「犬山市要保護児童対策協議会委員の委嘱」につ
	いて、お認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。
	続いて、第41号議案の審議に入ります。
	第41号議案
教育長:	第41号議案「犬山市母子生活支援施設(キルシェハイム)事業者選
	定プロポーザル審査委員会委員の委嘱」について、事務局お願いします。
間宮課長:	この案を提出いたしますのは、犬山市母子生活支援施設(キルシェハ
	イム)事業者選定プロポーザル審査委員会委員を委嘱する必要があるか
	らです。別表をご覧ください。6名で構成する審査委員会にこの表の方
	をお願いしたいと思っております。委員の選出につきましては、犬山市
	プロポーザル審査委員会規則により選任するものであります。説明は以
	上です。
教育長:	キルシェハイムでありますが、今までは委託でしたが今度は民営化す
	るといいますか、形式が変わるわけでありまして、土地は犬山市の土地
	だけれど、施設設備、人材全て民間の方でということで、それに関わっ
	て、どこの業者に民営化を任せるかということでの業者を選定するため
	の審査委員会の委員の関係であります。6名の方のお名前が上がってお
	ります。これについてご意見ご質問があるようでしたらお願いします。
	特によろしいですか。
	では、第41号議案「犬山市母子生活支援施設(キルシェハイム)事
	業者選定プロポーザル審査委員会委員の委嘱」について、お認めいただ
	けますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。
	通信及び請願
教育長:	通信及び請願はありますか。
事務局:	ありません。
	協議・連絡
教育長:	協議・連絡に移ります。
	では「後援名義使用許可に関する報告」について、事務局お願いしま
	す。
上原課長:	全部で14件ございますが、今回はすべて継続案件です。以上で説明
	を終わります。
教 育 長:	何かこれについて、ご意見ご質問はございますか。特にないようです

ので次へいきます。

「9月議会」について、事務局お願いします。

中村部長:

お手元の資料No.2で、事前に一般質問の答弁について教育部関係のものをお示ししております。内容については多くありますので、後でご質問をお受けするという形で、対応をさせていただきたいと思いますが、全体の傾向といたしまして、今回16名の議員さんが質問に立たれまして、教育部関係は35%でした。令和元年6月議会が23%でしたので、少し多かったかなというところです。それから一般質問ではなく議案の関係です。今回は幼保無償化の議案とか、消費税あるいは使用料の改定について、今日の付議事件でも武道館や弓道場など規則の改正が入っていますが、そういったものもご審議いただいて、議会はまだ閉会ではありませんので、民生文教委員会までは委員さん全員一致で可決すべきものとお認めをいただいたという状況になっております。以上です。

教育長:

答弁内容一覧表ですが、部長、子育て監の出番が随分あったなあと思います。要約されたものがお手元に配布されておりますが、聞いてみたいということがもしあるようでしたら、遠慮なくおっしゃっていただければなと思いますが、いかがでしょうか。

田中委員:

確認させていただきたいのですが、1ページ目の通級指導教室の中学 校のニーズに関してですけど、これは最後に教育長が答弁されています が、実際の中学校のニーズというのが今、対応が必要な状況があれば教 えていただきたいというのが1点です。あとは7ページ目ですが、給食 費とか就学援助のことが何名かの議員の方から上がっていますけど、例 えば義務教育の無償というのは、弁護士の判例上のものは基本的にこの 通りだと思いますが、補足といいますか、もちろん判例上は、いわゆる 授業料の無償というのは、全ての費用を賄うとは判例としてはなってい ないのですが、最新の国際法、子ども権利条約とか国連の社会権規約な どでは、給食も含めて筆記用具や修学旅行、制服も含めてこれも無償の 範囲にすべきなんだという解釈がなされています。実は我が国があまり 国際法を重要視していないというか、特に裁判所、司法の場では、なか なかそれが取り上げられていないのですが、国際的な流れとしては、こ れは基本的には無償なんだというような見解があります。なので地方自 治体としてどうすべきかというよりは国の問題だと思いますけど、国の レベルでの法令全般について、おそらく今後は無償は基本的に拡大して いくものなんだという解釈があるということを情報提供としてお伝え したいと思います。以上です。

教育長:

1点目はご質問、2点目はご意見としてお伺いしておけばいいですね。1点目について事務局お願いします。

永濱主事:

中学校については、今は通級指導教室はないのですが、来年度に向けて大山中学校と城東中学校が希望をされています。今、小規模校の小学校以外の小学校は、全て通級指導教室が設置されておりまして、中学校

	に上がってきた時に小学校と同じようになるよう、中学校でも作ってく
	れないかという声もあるようで、中学校側としても来年度は2校から希
	望するということで出ております。
田中委員:	それは国の加配を使って保障するとか、そういう見込みがあれば教え
	てください。
永濱主事:	通級指導教室に充てる人が配置されれば可能ということなんですが、
	来年度の希望を今、出したから全て満たされるというわけではなく、今
	は希望を集約されている段階です。
田中委員:	犬山市としては希望が出ている以上、目指すということでよろしいで
	すね。
永濱主事:	はい。ぜひ配当していただきたいという希望を出しています。
田中委員:	現状では中学校の方から通級指導教室のニーズはないということで
	よろしいですか。今設置されていないということは、ニーズが出ていな
	い、通級を設置しなくても対応できているというふうに認識してよろし
	いのかどうか。
永濱主事:	今の中学校は設置されていないけれども、中学校としては努力してい
	ると思います。できれば通級指導教室を設置してやっていきたいという
	のが希望です。
田中委員:	来年度から入学してくる子がいるからということですね。現状の子ど
	もでもやはり必要だと思っているかどうかですが。
永濱主事:	はい、そうですね。
田中委員:	あればあった方がいいということですね。わかりました。
教 育 長:	通級指導をやるにはそれなりの教室と人材が要るものですから、国と
	しては13人に対して1名の人的措置です。犬中も城中も12,3人と
	いうところで、保護者のある程度同意を得られればよいのですが、学校
	から一方的に通級指導に行けということはできないものですから、この
	辺り保護者の了解も必要だということで、学校としては、一人でも二人
	でもいれば、こういった教室で個別に指導したいというのはやまやまな
	んですが、場所と人間の関係があるものですから、なかなか欲しい欲し
	いと言って、手を上げづらいところがあります。ただ現実としては、犬
	山中学校と城東中学校の2校については、場所は何とかなるだろうから
	人的な配置をして欲しいということで、要望を教育委員会として伺って
	いる関係上、これを県に伝えていきたいという状況です。
田中委員:	ありがとうございます。
教育長:	他によろしいですか。では次へいきます。
	「令和元年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定」について、事務局
	お願いします。
長瀬課長:	それでは、資料No.3をお願いします。就学援助受給申請に伴う要保護
	及び準要保護児童・生徒の認定及び不認定についてです。認定者数一覧

数は8名になります。申請者のうち1名の方は、所得超過ということで非該当になっています。裏面を見ていただきまして、小学生6名、中学生2名を認定させていただいています。合計については、小学校が215人、中学校が140人で合計355人の児童生徒を認定しています。一覧表の右端には外国籍の方の人数を載せさせていいただいています。以上です。

教育長:

何かこれについてご意見ご質問があるようでしたらお出しください。ないようですので次へいきます。

「令和2年度必要な人材確保に関する調査結果」について、事務局お願いします。

神谷主幹:

資料No.4 をご覧ください。先月の定例教育委員会で話題になりました 来年度必要な人材はどんなものなのかを、学校現場の事情を踏まえて検 討していくべきだということで調査をしました。昨年度と2ヵ年に渡っ て行ったことになります。表の黄色の部分は必要感が高いという項目で す。評価「5」が8人以上で、「5」と「4」の合計が12人以上のと ころが黄色にしてあります。グレーの部分は少ないですが、評価「5」 が8人以上だが、「5」と「4」の合計が12人に満たないものです。 ピンクは必要感が低く、分散する項目。それぞれで考え方が異なり、分 散しているというものです。1番から25番までが既存の人材です。有 用性を5段階で入力するよう各校長に指示してありますが、評価の縦計 が60%を超えてしまうと入力ミスと判定できるようにしてあります ので、全てを有用性が高いとしたくても、その中でも順位をつけていた だくようにしました。これは「自分の学校に置き換えて考えてください」 というものではなく、「犬山市の校長として、犬山市にどの人材が来年 度必要か、現在どんな人材を有効に活用しているのか」というように判 断していただきました。26番から41番までも同じく、60%になる ように入力してもらいました。その結果、前回話題となりましたスクー ルカウンセラーは必要感が高いのは確かですが、やはり先月お話したよ うに犬山市の小中学校で1番求めているものは、10番の「特別支援教 育支援員」ではないだろうかと思いました。それは次ページの意見欄も お読みいただくとそういったことが出てきます。あるいは教務・校務主 任と話をしている中からもそのことが出てきます。次ページは補足資料 として円グラフにしたものです。その次の資料は昨年度行ったアンケー ト結果です。この時も犬山市の校長として回答するように求めました が、後からの聞き取りで、やはり小学校の先生は小学校を優先に、中学 校の先生は中学校を優先にお考えになって回答してしまったというこ とでした。参考までにつけさせていただきました。

これらを受けて、現在特別支援教育と不登校対策に関わる人材については主要事業として考えて、学校教育課としては予算を練っていただくところにお願いをしていくべきではないかと思っています。特に特別支援、障害を持った子達で、従来でしたら特別支援学校に通っていた子達

が、地元の学校に残ることが多くなりました。そこで、もちろん教員が 手を尽くしますが、今までの教育の質を落とさないようにするために は、自治体の責任として、それらの子ども達の合理的な配慮に向けての 努力を物的人的にするべきではないかと考えております。ですから、別 の方法を取って予算取りに行きたいなと思っています。10月11日に 総合教育会議があります。その折にどのようにお話を持っていくかは、 委員の皆様のお知恵をお借りして、臨んでいきたいと思っています。説 明は以上です。

教育長:

前回スクールカウンセラーの話がございましたけど、事務局としては 学校現場がどんな人材を必要としているかを調査させていただいて、各 学校で1回答ということで、校長が先生方の総意を代表して回答してい るものだと思います。来年度の予算編成に向けて、そういった人員確保 のための要望をしていくことになると思いますけど、これをご覧になら れて、どんなことでも結構ですので、お感じになられたこと、思ってい らっしゃることを聞かせていただけたらと思いますが、いかがでしょう か。

教育長職務代理者:

素朴な質問ですが何点かお願いします。市費非常勤は既存に記載があるのに新規にも改めて記載があるのは何等かの意味があるのかということ。それから導入年度ですが、新規の空欄になっているところは、2年度は考えていかないことになるのかということ。SSW(スクールソーシャルワーカー)の経費が空欄になっているのは、はっきりしていないと捉えればいいのか。併せてSC(スクールカウンセラー)の日給3000円は妥当なのかということが、もしわかれば教えていただければありがたいです。

教育長:

4点ご質問がおありだったと思いますが、事務局お願いします。

神谷主幹:

この既存と新規というのは表記の仕方が不明瞭かもしれません。新規というのは、今あるものに加えて人員を配置したいという意味ですので、全くないものとあるけど追加したいものになります。2点目の導入年度ですが、新規に2と記入したのはこちらの思惑を書いてお話をしたところです。ですからこれが決定事項ではありません。この後皆様のご意見をお伺いし、交渉していくということになります。3点目のSSWの手当ですが、よくわからないところがあり、間に合わず入れられませんでした。いろんなパターンがあるようですし、ただ県から補助も出るそうです。4点目のSCの手当ですが、県のSCにあてがってありますので、妥当かどうかと言えば妥当だと思います。

教育長職務代理者:

単独で市町で雇用しているところもありますが、他の市町の情報は聞かれましたか。

神谷主幹:

聞いておりません。

教育長:

市独自でといいますと、名古屋市は配置されていますが、近隣の市町は市独自でSCをというのは、臨床心理士の免許をお持ちの方でないと

いけないので、そうすると1時間5500円位になります。県から補助をいただいても、市内の中学校では週1で半日位来ていただけるのが精一杯で、2日に1度とか、とてもではないですが経費が持たないでしょう。近隣の状況がわかれば、また調べてここでご報告をさせていただきたいと思います。他にどうでしょうか。

紀藤委員:

非常に要望の高い10番、11番の特別支援教育支援員についてですが、業務内容、契約内容といいますか、どんな仕事をしていただくということと、資格の有無を教えていただきたいです。

教育長:

小学校と中学校で少し状況が違いますが、事務局お願いします。

神谷主幹:

小学校の教室支援というのは通常教室にいて、学びに困難を感じている子達への支援として採用されました。ただしここ数年、特別支援学級での子ども達の学びに、大変学校が手こずっておりますので、特別支援学級への支援にも使っていいと、今は学校に伝えています。学校によっては、時間割によってこの時間は特別支援学級に行く、この時間は1年1組に行くというふうに、必要感のあるところに学校で組んでいます。これが教室支援です。中学校にも昨年度末から教室支援が1人入っています。今年度は4名の保健室支援と1名の教室支援の者がいます。今は大山中学校と城東中学校を兼務しております。中学校の保健室支援は養護教諭の免許を持った者を、養護教諭の補助もしながら配置しています。目的は不登校傾向で保健室登校だとか、相談室登校などという者に、養護教諭が当たっていることが多かったので、その支援に配置しました。先程申し上げた小学校の教室支援は、全員教員免許を求めています。以上です。

紀藤委員:

小学校に配置されている方は、これから採用試験を受けるような方ですか。

神谷主幹:

そうではありません。免許はお持ちだけれど、実際には教壇に立たれ たことはない方が多いように思います。

紀藤委員:

非常勤講師の方とは違うということですね。担任の先生にしてみれば、軽度発達障害の子なら席を立ってしまう子もいるだろうし、理解できない子を支援してくれる方がいるのはすごく助かると思います。TTでも支え合うことはできるけれど、それとはまた違った意味で、この特別支援というのも必要なのかなと思いますが、どんな契約でどんな人を雇うかということが非常に重要かなと思います。全く経験のない人で何をしたらいいですかというところから始まると、すごく担任が指導していかないといけないので負担だし、学校訪問で見ていても、付きっ切りでその子についている方もいますが、上手な方は全体を見てサポートしてみえます。支援員に対して教育委員会からも指導はしていると思いますけど、担任とのコミュニケーションと支援の仕方について指導をしていき、たくさん希望してみえるみたいなので追加していってもいいのかなと思います。

₩ ↓ □	
教 育 長:	ご意見です。他にどうでしょうか。
堀委員:	医療的ケア支援員と介助員という方のお仕事の内容と、1日いらっし
	ゃるのかどうかということをお聞きしたいです。それから評価の5段階
	がばらけているのが気になりました。
神谷主幹:	医療的ケア支援員は看護士の免許を持っている方ですが、介助員は特
	別な免許は有りません。介助内容はその子の身体的な特徴に合わせた内
	容になるのでそれぞれになります。手元に資料がないのではっきり分か
	りませんが1日6時間、年間100日の配置だったと思います。
教育長:	他にどうでしょうか。
奥村委員:	このアンケートは校長先生が回答されたということですが、ちょっと
	気になったのが、例えば地域未来塾は中学校の事業ですが、「1」「2」
	の評価があります。当時者である中学校の校長先生がどう評価されてみ
	えるかが重要だと思います。ゆうゆうに関しても、どういった学校がど
	う評価してみえるのか気になります。それから吹奏楽部の指導員が21
	名ですが4中学校に対してですか。また年額182万円というのは1名
	に対してなのか、その辺りを教えていただきたいです。
神谷主幹:	誰がどのように回答したか分かりますので、そういった聞き取りは行
	うことはできます。これだけで決めるわけではなく、経営調整室長が学
	校を回り校長に面談をしながら聞き取っています。それらのことを踏ま
	えての状況なので、ここでポイントが低いから即座に切るとかという短
	絡的な数字ではないと捉えています。地域未来塾に関しては、中学校の
	校長4人が60%に収まるのに「4」か「5」にしているわけではあり
	ません。ということは、それなりのことなのかなと思います。運用の仕
	方が大変難しく、私も今の段階だと右に寄ってしまう感じになります。
	この人を送り込みたいところに手が届きにくい方法しか取れていない
	ので、それは中学校との話し合いがなかなか上手く進められないところ
	があるので、中学校も同じようなことを感じているのではないかと思っ
	ています。大変デリケートな問題ですので。
	もう1点、ゆうゆうに関しても、私も右に寄っていました。でも、今
	年度からゆうゆうの職員が学校にも行くようにして、学校の教員や子ど
	もとの物理的距離を縮めることによって、心理的距離も縮めるという運
	用を始めているので、これは改善していくのではないかと思います。
	吹奏楽部の指導員21名は4中学校に配置しています。1校に何人ず
	つということではなく、バンクが21名で構成されていて、その中から、
	例えばサックスの方に1年来てもらうなど、各中学が必要に応じて選ん
	でいます。4校で合計金額182万円という多額なお金をいただいてい
	ます。
教育長:	たぶん奥村委員がおっしゃった地域未来塾講師とゆうゆう指導員は、
	「5」の有用性が0というところが気になるところで、それでご質問い
	ただいたのではないかと思います。普通考えたら「5」が0なら「この

	事業切ったらどうだ」という考えもあるし、逆に「本来の活用の仕方が
	なされているかどうか」ということも多分お感じになられたと思いま
	す。この辺り、学校現場ともよく協議をして、ぜひこういった部分が 1
	人でも2人でも増えるような活用の仕方を考えていく必要があるのか
	なと私も思ったところです。他にどうでしょうか。
紀藤委員:	ゆうゆう指導員に関しては、2018年のアンケートでは左寄りなん
	ですが、2019年で右寄りというか真ん中に来ています。だから何か
	が変わったのか、不登校の子がいなくなってしまったのかなと。それぞ
	れの学校で解決しているのかなという捉え方をしました。もう必要ない
	よという意味合いを感じたのですが、その理解は違うかもしれません。
教育長:	去年と比べると通っている子の数は少ないですね。
紀藤委員:	不登校の子が少なくなっている関係かなと、比べながら勝手に思った
	のですが。
神谷主幹:	不登校は増えているのですが、ゆうゆうに通う子は減っています。
紀藤委員:	そういうものをケアするのが、学習支援コンサルタントと捉えていま
	したが間違いないですか。
神谷主幹:	はい。この人材もそうです。
紀藤委員:	だから、学習支援コンサルタントの存在でゆうゆうに行かなくなった
	のかそれはわかりませんけど、できればそういう所にでも通える子ども
	達であったら一番いいなと思いますけど。
教育長:	やはり学校とゆうゆうが同じ目標に向かって、それぞれが何をできる
	のかという辺りをやっていかないと、お互いが批判する関係であれば、
	決して子ども達にもよくないと思いますから、多分その人間関係めいた
	ものもこの数字に出ているのではないかと思います。なかなか難しい部
	分もありますけど、原点に返って子ども達のために、お互いに何をすべ
	きかということをもう一度考えていただければ、いい方向に進むのでは
南北千日	ないかなと思いたいと思います。
奥村委員:	ゆうゆうについて現状は福祉会館ですが、通える子は歩いて行ける距離のスだはなかると思います。何いが常用しま、棚よれの東のようにも
	離の子だけになると思います。例えば楽田とか、拠点を分室のようにも ************************************
	う一つ作っていただくと、楽田や羽黒の子達が行けるようになると思い まま、保護者なりがいなくても通えるよいる野難は、10者えていただ
	ます。保護者さんがいなくても通えるという距離も、一つ考えていただ はるよいいと思います
	けるといいと思います。
教育長:	ご意見と伺っておきます。
小倉委員:	でも見かけるのは、お母さんが自転車と子どもを連れて来て、帰りは自分で自転車で帰ったり、自転車で行きも帰りも通っている子や、親の
	送迎の子も多いかもしれないです。
教 育 長:	去年はいろんな中学校の子が自転車で通っていて、帰りはおしゃべり
秋月艾.	云中はいろんな中子校の子が自転車で通っていて、帰りはねじやべり しながら、こんな状況なら学校へ行けるのではないかと思うほど仲良く
	帰っていました。なので、ある意味歩いて通えることも必要だけれども、
	およっと距離はあるけれど自転車に乗りながら友達と仲良く行ったり

来たりすることも、一つの方法かなと思わないでもないわけです。ただ福祉会館は来年の3月までで、その後はフロイデに変わります。駅に近いので、今度はひょっとしたら羽黒地区、楽田地区でも電車に乗ってくる子がいるかもしれません。今の施設が満員で入りきれないなら、次にどこかにと考えることもありますが、逆に満室でもない状況でもう一つ作る必要があるかということを、おっしゃられる方も中にはお見えになられる気がしないでもないです。ただ奥村委員のようなお考えもあるものですから、北にはあるから南の方に作れば通いやすいのではないか。これも考える材料にはなるかなと思います。他にどうでしょうか。

田中委員:

委員の皆様から出された意見に重なるところも多いのですが、昨年度 のデータも出ていますけど、人材人事に関わること、事業ということで 必要度というか現場のニーズを調査するということ自体とても意義が あると思います。このデータに基づいてどういう人材を手厚くするの か、あるいはどういう事業を改善するのか。先程から出ていますように、 有用度が低かったらそれは縮小すべきものなのか、あるいは運用に問題 があってそこを改善すれば、より意義が出てくるのかを分析するスター トにもとても重要だなと思いました。もっと言うと教育委員会としては 今回は校長だけにこのような調査をしていますけど、これは人事人材に 関しては校長に聞くということで結構かと思いますけど、教材であった り、教育活動であったり、採択の教科書であったりというところでいう と、本当にこれが使えているのかとか有効性というところをこういうよ うな形で、各教員に、例えば電子教材やデジタル教科書がどうかとか、 そういう細かいところも含めてそういうようなニーズの取り方という のは一つモデルになるのかなと。例えば、次の議題の全国学力・学習状 況調査のニーズということも含めて、こういうのをモデルにして先生方 がどのように有用性を感じているのか知ることが出来るのかもしれな いなと思いました。この調査に関してですけど、特別支援教育支援員の 有用性が高いというのは、やはり本市の場合、教員免許を持っている人 にというところが、質の高さを維持できているのかもしれないとか、や はり、この制度を上手く活用しているところについては、やはり有効性 が高いというようなデータが出ているのかなとか、とても興味深く思い ました。これはあくまでも非常勤で、年度単位で採用しているものだと 思いますが、これが安定的に毎年度現場のニーズに即して充当できるも のなのかとどうかというところで、特別支援教育支援員の方がやりがい を持って、来年度もやりたいとかいう状況なのかどうかという、支援員 の方がどう感じているのか分かれば知りたいなと思いましたし、もしこ れがどういうふうに安定的に継続的に確保できるのかというところも、 重要なのかなと思いました。スクールカウンセラーのところは髙木委員 からもありましたけど、この近辺ですと名古屋市でかなり手厚くやられ ていることは私も把握しておりますけど、これも制度がない状況だと、 その意義が実感されにくいと思います。実際にスクールカウンセラーを

導入している名古屋市の先生に聞いてみますと、対親との関係ですね。 スクールカウンセラーのところに親が相談に行くという機能が非常に 役立っているというか、先生が対応するところをまずスクールカウンセ ラーを通して相談や悩みを解消していく機能で非常に助かっていると いう話を伺いました。これも恐らく導入して、カウンセラーの方の質の 問題とかかなり関わって、どういう方をカウンセラーにするのか、そも そも運用の仕方で有用性も変わると思いますけど、他市町のベンチマー クといいますかヒアリングというか、状況や情報の収集を少しすると、 仮に本市で導入するのであればどういうような形で導入すると有用性 が高くなるのかというのが、先立って活用されている地域で上手くいっ ている事例などを参考にすると、仮に導入する時にスムーズにいくのか なと思ったところです。以上です 教育長: 2点ありました。1点は特別教育支援員の方々がどういう思いで仕事 をされてみえるのかということ。2点目のスクールカウンセラーについ てはご意見だと承ってよろしいですか。はい。では1点目の質問につい て、学校教育課お願いします。 特別支援教育支援員の方は押しなべてどの方も、教員とのコミュニケ 神谷主幹: ーションをよく取り、そして子ども達へのアプローチも研修し、研鑽を 積んで前向きに取り組んでいただいている方ばかりの気がします。今年 度はお一人辞めたいとご意思を示されていますけど、通常は毎年継続し てやっていきたいとお答えになる方が多いです。お手当ての面もいいか らということもあるのかもしれません。それからここ数年に渡って、3 0年度31年度と毎年1人2人と追加で配置をしていただいておりま す。大変ありがたいことだと思っています。 特別支援教育支援員の募集定員に対する倍率というのは上回ってい 田中委員: ますか。 神谷主幹: 大変高いです。 教育長: はい。という状況です。他にどうでしょうか。 堀委員: 先程滝先生もおっしゃったように、やはり気になるのがゆうゆうのこ とです。意見ですが、学校へ行けない子が増えている。だけどゆうゆう へ行く子は減っている。必ずしも私はゆうゆうが学校へ行かなければな らない道筋を作るものと言うよりも、まずは居場所作りかなと、学校へ 行けない子の居場所かなと思います。そうするとやはり魅力あるという 言い方もおかしいですが、ゆうゆうが行きたいところ、居場所になれる ところを目指していただきたいなと思います。以前、ゆうゆうにたくさ んお子さんがみえた頃、とても賑やかにとても元気よく子ども達が楽し 気に過ごしていたのを見かけました。今入室している子は3人とお聞き しましたが、不登校のお子さんが多い中でこの現状は少し悲しいなとい う気がします。 ありがとうございます。適応指導を第一目的にするのではなく、居場 教育長:

	所作りを第一の目的にしてほしいというご意見ですね。ゆうゆうにもお
	伝えしたいと思います。他にどうでしょうか。
紀藤委員:	来年度、もし特別支援教育支援員を増員するということであるなら
	ば、軽度発達障害のことを理解している人を出来るだけ採用してほし
	い。どのように選ばれているかわかりませんが、面接等でもみていただ
	いて、出来るだけ理解のある人でお願いしたいなと。ただの学習支援で
	はないよということで、強く話していただければ、それぞれの対応が違
	ってくるし障害を持っている子も伸びていくと思いますので、ぜひお願
	いします。
教育長:	なかなかそういう方が応募されるとも限らないので、研修の機会を多
	くしてそういった発達障害に対する理解を深めていっていただけるよ
	うな場作りをしていくということが必要かなと思いますね。ありがとう
	ございます。他にいかがでしょうか。
小倉委員:	今現在で教員免許がなくて、ボランティアという形で学校に入ってい
	らっしゃる支援員とおっしゃるんでしょうか、お手伝いでに入っていら
	っしゃる方々はどのくらいいらっしゃいますか。
神谷主幹:	特に掴んでおりません。でもおみえになります。それは大学生も含め
	てですよね。
教育長:	特に北小学校は随分入っていただいていましたね。
小倉委員:	やっていらっしゃる方がたまたま一緒に活動されている方で、「どう
	して行き始めたの」という話で、「昔ちょっと手伝って、そのまま残っ
	ている」というふうにお話をされて、こういう形で支援ができる心のあ
	る人がもしいらっしゃるのなら、本当に先生は手を借りたいのかと思っ
	たり、先生としては自分達の意向の伝わりやすい教員免許を持っている
	人の方が安心できると思っていらっしゃるのかどうなのかなと思いま
	した。
教育長:	最近は大学あるいは教職員大学から期間限定ですけど、学校現場で教
	育現場を体験していただいて、それを単位の一部にするというところも
	ありますし、だから、随分かつては閉ざされた学校というイメージがあ
	ったんですが、その開かれた学校づくりということで、結構そういった
	ボランティアを受け入れて、将来的に教員になって学校現場で働こうと
	いう方がみえれば、ぜひ協力をしてもらうというような流れではきてい
	ますけど、これもどんな状況か数が分かれば調べていきたいと思いま
	す。他にどうでしょうか。今これは学校現場からの意見ですが、教育委
	員さんとしてぜひこれはというものがもしあれば、この場でお伝えだけ
	していただけるといいかなと思います。後日でもよろしいですので。あ
	りがとうございます。では次へいきます。
	「全国学力・学習状況調査の結果」について、事務局お願いします。
永濱主事:	資料 NO.5 です。本日配付させていただいたものもありますが、まず
	は綴じてあるほうからご覧ください。

今年度は4月18日に行われました。対象は小6と中3です。生活習慣や学校環境に関する質問紙調査と、教科に関する調査は、小6が国語と算数、中3が国語と数学と英語です。昨年度までは国語も算数・数学もA・Bとなっていましたが、今年度は「知識」と「活用」を一体的に問う問題形式で実施されました。また、今年度より英語は追加され、3年に一度程度の実施となります。

そこには、犬山市・愛知県・全国の各教科の正答率が載せてあります。 その次に、別表 1-1 は小 6 の観点別の正答率です。国語が全体的に全国より劣っているのが分かります。裏を見てください。別表 1-2 です。 こちらは中 3 の数学が全体的に全国を上回っているのが読み取れます。 その次の、別表 2-1 と 2-2 は質問紙による調査の結果です。棒グラフが右に伸びている項目は、よく当てはまる・当てはまると答えた児童生徒が、全国の値と比べて高いということです。

これらの結果を分析し、まとめました。本日お配りした資料の No.5 をご覧ください。一番後ろの $2.8 \cdot 2.9$ ページをご覧ください。犬山市の子どもたちの分析した結果を $1 \sim 3$ と 5 に、 2.9 ページにある 4 番は、各個人へ返却された個人票の見方について載せました。そして、この状況を踏まえて、犬山市における今後の取組を書きました。これを犬山市のホームページにあげたいと考えています。

各学校においては、それぞれの学校で分析した結果を、個人票ととも に各家庭へ配付しています。 1 ページから 2 7 ページまでが 14 校の実 際の配付物となっています。以上です。

教育長:

係のほうで犬山市だけの状況をいう考えもあったわけですが、それぞれの学校がどのように保護者に対して結果をお伝えし、その内容を文書で出しているものですから、それも集めて今回出させていただくようにしました。犬山市全体の様子は最終ページに書かれたとおりですが、何かお尋ねになりたいことがありましたら、出していただければと思いますが。これについては議会でもご質問いただいて、このように答えさせていただきましたが。

田中委員:

学力調査については実施の是非と公表の是非というところは、毎年度お話しているところですが、28,29ページのところの1番ですが、この表現をする必要があるのか、やはり私は疑問です。7月に研究会があって青森県の自治体はどこも公表していないらしくて、理由を聞くと特に議会からそういうことは問われないし、この学力学習状況調査の趣旨からして、平均値を公表するということに意味はないというか、そういうものではないのでという話があって、私もそうだと思います。仮に公表するのであればこれは昨年度も申し上げましたけど、正答率の数値を公表してどう判断されるかはそれは任せればいいわけで、ただ各学校ごとでの公表の仕方は、特に教育委員会から指図をしてということではなくて、各学校でやっていただいて今回資料を配布いただいて、参考に

なるなと思ったのですが、市としてホームページとして載せるというこ と、市として公表するというところはこれでいいのかなと疑問に思うと ころです。質問なんですが、各学校ごとの結果というのは、正答率の分 布というか正答率何%の子が何人とか、正規分布とか二子部型とかそう いうものというのが各学校には配布されるのか、あるいはそういう統計 は学校の先生は把握されているのかをお伺いしたいです。 教育長: 1点目の表現の仕方ですが、犬山は毎年こういったずいぶんどうこう とかわずかにどうこうという答え方をしていますけども、今、田中委員 のお話ですと正答率そのものを載せたらどうかということですね。 田中委員: それで何か問題があるかということです。 教育長: 正答率を載せれば、高いとか低いとかどうこうは見られた方が判断す るというような一つのご意見です。なかなか数字をそのまま載せること については、いろんな賛否があるんですよね。平成19、20の2年間 はやらないで、21年度の時は、私は犬山市の広報に数値を載せました。 それに対してどうこうということは言われたことはないですが、ただ回 りでは数値を載せていいのかという意見もあったことは事実でありま す。 田中委員: 逆に、これは数値は一切公表しないということになりますか。 教育長: 本当は数値を載せれば一番簡単ですよね。県はこれ、全国はこれ、大 山はこれでした。後はご判断ください。でも次は犬山市の教育委員会は どう分析しているんだと聞かれます。そうすると全国と比べてこういう 状態だから今後こういうことをしていかなくてはいけないと、返答せざ るを得ない状況に立たされるのは事実です。公表だけして、後は勝手に 分析しなさいではいけない部分もあるものですから。 田中委員: すみません。もう一度確認で市の正答率、数値は出していませんか。 「ずいぶん」とか「わずかに」という言葉の表現だけですか。 はい。出してないです。これも微妙な意味合いで使い分けています。 教育長: 文章にすると、わずかに高いとやや高いは区別しようがないですね。 紀藤委員: 後についている部分があって、わずかにの後にはほぼ全国並み、なの 教 育 長: で全国平均よりちょっと高いちょっと低い。やや高いとなると、もう少 し高いのかなとニュアンスに違いがある。この辺りは読まれる方がどの ように読まれるかですけれども。一度率直にどんな表現の仕方がいいの かご意見を伺えれば、それをまた参考にさせていただきたいと思います が。 奥村委員: 保護者さんは、数値が0.1でも低ければ悪いという見方をしてしまっ たり、勝手な言い方をされることが非常に多くて、これはお子さんの結 果ですが、先生の教え方が悪いという見方をされる保護者さんも非常に 多く見受けられます。なので、僕としてはわかりにくいかもしれません が数値としてではなく、こういう表現のほうがまだ柔らかいかなと思い ます。

教育長:

おそらく数値を出すとすると、この学校は数値で出ているけど、どうしてこの学校は数値で出ていないと、きっと聞かれる場面が出てくると思います。これに対して犬山の教育委員会が学校の数値を公表するということはないのですが、各学校が数値を表に出さざるを得ない状況に立たされると申し訳ないなという気がしないわけでもないわけです。中にはうちはどうどうと数値を出しますという学校もおありでしょうが、例えば小規模校ですと受験者の数が限られていますので、数値が出たら個人が確定されるおそれもあり、難しい部分もあるかなと思います。ただ学校現場に対しては数値を出してはいけないとか出せとかという指導は全くしていませんので、それぞれの学校がそれぞれの判断でこういった表現の仕方をしています。

奥村委員:

今回わりと報道とかでも言われていますが、愛知県も犬山市も同じ結果で随分低いと出たんですが、この中身としても「話すこと聞くこと」はできていても、「書くこと」についてが特にできていないということが、小学生で多いように見受けられる結果ですが、そこに対して教育委員会として、どのように指導方法を改善していくかということは何か考えがありますでしょうか。

教育長:

今読解力ということを言っていますよね。犬山の学校現場は学び合い ということが、あまりにも強烈に先生方にあります。学び合いというの は授業の中で聞く話すに重点を置かれやすいものです。でも本来は聞く 話すのベースに読む書くという活動があってこその聞く話すだと思う んです。ですから極端に言えば、もっと教科書を大事にしましょう。言 葉を大事にしましょう。例えば書かれた文章の中を正しく読み取る。あ るいは逆に書かれた文章の隠された部分を読み取る。場面によってそれ を使い分けたりする。だから言葉を大事にするような学習を国語の授業 だけでなく、いろんな教科の授業でやってほしいな。そうすると自然に 子ども達も注意深く読んだりするだろう。もう一方は図書館の整備をし ましょう。ここにも出ていますが、小学生も中学生も新聞記事を読むの はよく読んでいるんです。ただ読書の好きな子が少ない。つまり短い文 書は読むけれど長い文章を根気よく読むのが苦手。だったら子ども達に 読書習慣をつけて、長い文章も根気よく読むような習慣をつけたら、も う少し読み取る力が付くのではないかということで、議会でも質問があ ったのですが、なかなか指導の結果というのはすぐには出てこないもの ですから、これを地道にやっていけば、どの教科もやっていけば、それ が積み重なってだんだんと子ども達の読解力を高めていくことになる のではないかということは期待しています。それぞれ学校もそのような ところに力を入れて指導していただけるようお願いしていこうと思い ます。

田中委員:

最後の公表について、そもそも公表すべきではないというのが私の意 見としてあるところなので確認させてください。要は市としての状況は 平均というものが、誰のために公表しているのかということはよくわか らないですし、市のホームページに公表するということが、誰のために 公表しているのか誰に対応する説明責任なのかというところが、関係が この行政調査の趣旨と対応する、誰に対応するのかというのがわからな い。出た調査の結果、これは誰のものなんですか。市民のものであれば 市として公表する義務は発生すると思いますが本当にそうなのか。子ど ものものであり保護者のものであり学校の教育活動のものであること はおそらくそうだと思いますが、市全体の市民に公表する性質の結果な のかというところが、一致して市の教育委員会として確認が取れるもの なのか、私もまだ納得はできないので、その辺りは他の委員の方はどう 思われているのか知りたいと思います。

教育長:

極端な話をしたんですが、田中委員のご意見はもともと公表すべきでないというお考えを持ってみえるわけでして、これは誰のためにということなんですけど、係のほうとしても、公表の対象は保護者なのか、市民なのかという話はあったものですから、学校は保護者、犬山市としては市民対象ではないかということでこのような文章にしていただきました。この辺り、国の行政調査であるという大前提でいけば、何もかも答えがわかってしまっていることでありますが、ただ国は行政調査としてやるんだけれど、学校現場あるいは犬山市教育委員会としては、学力学習状況調査をやると決めた以上は教育委員会にも責任があるものですから、この辺り教育委員会としてはどういうスタンスでこの調査を受け、この結果を取り扱うかということを、多分田中委員は問題にされてみえるんだと思います。田中委員としては結果は公表する必要はないのではないかというのが本意であるということですね。

田中委員:

説明責任はおそらく学校で果たせるだろう。例えば議会で問われた時、例えば書くことに課題があるという結果が出た学校では、こういうような取組をしています。数学の例えば数と式というところで正答率が低かった学校では今後こういう対応をしていきます。あえてその学校名を出さなくてもおそらく回答はできるでしょうし、平均値を出すことで説明責任を果たしたことにおそらくならないでしょうし、結局個別の対応が当然追及されます。そうであれば、これは誰にとって必要なんだろうというところがわからないということです。

教育長:

こういうご意見です。私は議会で答弁したんですが、聞かれた以上は答えないわけにはいきません。参加した以上は、数値を持った以上は、お伝えをしなければいけないということで、お伝えをさせていただきました。もともとは私はやるべきではないという気持ちは持っております。参加した以上は数値を持った。持っている以上、黙っているわけにはいかないだろうなと思っております。これは私の考えです。他の方はどんなお考えかお聞きしてもよろしいですか。小倉委員いかがですか。

小倉委員:

まだ自分の子どもが対象になってないので、実感としてわかないのですが、やはり普通の親だったら、平均値を出されたら平均値と比べて、自分の子が何が劣っているかを拾ってしまう。それで左右をされるあま

り意味がわからないものとしては、それで左右をされるので、それで気 持ちよく生活できなくなるのであれば、必要ないかなと思います。自分 の子どもが、例えば学校が楽しいと思っているのか、これで改めて知る 人もいるだろうし、悩みごとが言えるかどうかとか、きまりを守ろうと してるかとか、それに対してどう答えたかとか、それを知るという意味 では価値のあるものだと思います。やはりこれを自分が見て、6年生は 少し低いけど中学生は高いみたいなざっくり言うとそうじゃないです か。それは小学校が上手くいってないのか、中学校ががんばっているの かとか、いる子ども達の質が違うのかとか、わからないものがいっぱい あるじゃないですか。でもよくわからないものからみたら、この平均値 と比較をして小学校は頑張らなくてはいけないと思われるのなら、これ は必要ないなと思います。実際平均から下といっても普通の中ではいい こともあるだろうし、計り知れないことがいっぱい有り過ぎて、これを 見てマイナスだからダメなんだと判断できないことがあるので、これを 見てじゃあ次どうしようと思うことというのはなかなか拾えないなと 感じます。自分の子どもがどうなのか、この子の今あるのがどの段階な のかというのが、はっきりわかるような形で落とされたら納得ができる けれど、全国から見てだめ、愛知県が全国より低くて、その低い愛知県 の中で犬山がもっと低いと言われたらすごくがっかりきてしまうので、 パーセントは必要なくて自分の子どもの評価だけでいいかなと思いま

教育長:

個々の子どもには個票が渡されるんですよね。そこにはおそらく学校の数値は出てきません。

永濱主事:

まず質問紙に何と答えたかはないです。小学生は国語と算数が1枚ずつ個人票として配布されます。自分が14問中何問できたかというのが見方の①番に表示されて、その下の9.3問というのが全国の平均正解数です。細かく問題番号が書いてありますが⑤番のところに自分が正解したか不正解かが記されて、その横に全国の正答率は出てきますが、県や学校の正答率は公表されないので親がわかるのはこれだけです。

教育長:

学習状況調査でどこに丸をつけたかは出て来ないですか。それが本当は大事ですね。ごめんなさい。そんなような状況です。では、髙木委員お願いします。

教育長職務代理者:

本当にそもそも受けるかどうかという話まで、突き詰めて考えていくとどうしてもなってしまうんですね。だから結果を公表するのかどうかということ自身がどうなのかと言われると、私もクエスチョンマークが付くほうです。そういう話をしていくと、今言った話に戻ってしまうので、そもそもの話で子ども達の教育に活かしていくための資料として、先生達も親も教育委員会も取り組むという基本のスタンスさえ変えなければ、その表記の仕方はどんなふうであってもいいのかなと思います。ただ私は個人的にもう少し言うと、全国平均や県や市と比べてどうかということも本当はなくしてもいいくらいなのかなと思います。

教 育 長:

紀藤委員、どうですか。

紀藤委員:

全国学力・学習状況調査を受けるという立場でいけばいいと、この前 も話していますので、受けたからにはきちっと市民に対しても、今犬山 の教育はこういう状況ですよということは知らせるべきだと思ってい ます。その知らせるべき方法が出来るだけ分かりやすい方がいいけれど も、数字は載せるべきではないと。さっきわかりづらいと言った「わず か」「やや」の下にほぼ全国並みと書いてあるなら、「ほぼ全国並み」 で終わっておけばいいのにと思っているんです。だからこういう書き方 で僕はいいと思うんです。3番目のところを詳しく読んでいくと、例え ば小学校6年生では自分の考えの理由を明確にしてまとめて書くこと は苦手だということがわかる。犬山市はそこに今度は力を入れていくと いう今後の取組が出てくればいいのかな。だから以前は学習状況調査の 中で読書が好きですかといったら、いつも変わらず嫌いだというマイナ ス方向にたくさんあるので、それから小学校ですけど国語の勉強は好き ですかといったら、そんなに好きではない子が多いので、ここを改善し ていく方法を見つけていく。読解の部分では今回取組をやるということ ですごくいいのかなと。ですから今後は書く力をどうしていくのか。要 するに読解したものを今度はまとめていくという、そういう段階に進ん でいくよという取組を犬山市はやっていく。学校によってはそこが高い 部分もあると思うんです。だから高い学校があったらそこはどういう学 習方法をやっているのかと情報交換をし、出来るだけ低い学校を高める 方法を、新たな教育方法を考えていくべきかなと思うので、このような 公表の仕方でいいのかなと思っています。

教育長:

ありがとうございます。では奥村委員お願いします。

奥村委員:

学習というのは、学校だけのことではないと思います。なのでこのように各家庭にわかるというのは非常に大事なことだと思います。学校に全部任せるということではないので。それで犬山市全体として、学習の方向性というのは、例えば算数が低ければ算数に力を入れることを学校としてやっていきましょう。これが犬山市として非常に分かりやすいと思います。国語が低くて国語に力を入れていくということであれば、家でも本を読ませようとか、保護者もそういう方向に向けるので、僕はやることにも賛成ですし、こういった出し方もいいと思います。全国学力学習状況調査を受ける子どもの親、当事者としては受けないと言われた時の不安はありました。ただちゃんと理由を説明して、犬山としてはこのようにやっていくということが保護者に浸透していけば、受けなくても安心してお任せできると思います。自学も大事だと思うので、受けてその結果を家庭にもお知らせしていただくというのも一つの手法だと思いますが、他の何かで個々の子どもに何が足りないかわかれば、それに越したことはないと思います。

教育長:

ありがとうございます。最後に堀委員お願いします。

堀委員:

学力学習状況調査の後に、よく新聞にどこの県が一番かと載っているのを見ると、すごいな、どんな風に指導されているんだろうと、先生のほうのことを思ってします。実施する以上比較するというのは当たり前で出てくること、実施する以上は仕方がないと思います。先程田中委員が言われたように、公表は誰のためにするのかなと考えると、最終的には個人個人のものかなと思います。低いところがあったら今後どうしていくかということを考えるべきであって、やるということが決まった以上、学力を上げるためにどうしていったらいいかを考えていけばいいのかなと思います。

教育長:

学力学習状況調査と教職員評価というのは、セットで考えていかなけ ればいけない部分もあるんですね。既に全国の都道府県の中では、この 学力学習状況調査の結果、その校長の教員評価がその数字がベースにな っているところがあるということです。実は愛知県も県立高校について は、今年校長の評価が給料・手当に反映されていくという試行がされて います。令和2年度は本格実施です。小中学校の校長については令和2 年度が試行、令和3年度から本格実施です。その際に教育委員会が校長 の評価をすることになると思います。じゃあ校長の学校経営の一つの指 標として、学校ごとのこういったものがひょっとしたら反映をされてく る可能性が全くないわけではない。そういうものに利用されていく可能 性がある。やがてそれが校長の評価が終わると、先生方の評価になりま す。ひょっとすると校長が教員の評価をする際に、こういった数値が使 われる可能性が全くないわけではないなと、ちょっとこわい気がしま す。この辺りは全国の様子を見ないとわかりませんが、現にそんな都道 府県があるということも事実のようでありますので、あくまでも使い方 というのは気をつけていかなければいけないと。最終的には個々の子ど も達がどうかだと思います。学校の平均がどうだとか、犬山市の平均が どうか。それより、その子の状況はどうなんだ、その子がこれは出来て いるけどこれは出来ていない。だから今後こういう学習をさせなくては いけないという指導に使うことはあっても、犬山市として読解力はどう だと言っても、高い子も低い子もいてバラつきがあるので、平均でもの を言ってはいけないなと思います。一人一人を見ていくことが大事だな と思っています。公表の仕方等についてはいろんなお考えがあるもので すから、またみんなで考えていけたらと思います。これについて何か今 の時点で改めておっしゃりたいことがあれば。よろしいですか。では、 次へいきたいと思います。

「小中学校通学路、子ども未来園等散歩経路」について、事務局お願いします。

長瀬課長:

ではNo.6をお願いします。こちらは8月26日に市会議員さんにお渡ししたものになります。小中学校の通学路の経過に書いてありますが、現在平成25年度から30年度まで、毎年各小中学校から通学路要望でいろいろ改善点を洗い出すようにしています。改善できるところはグリ

ーンベルトを引くなどの措置をしていますが、未実施個所が95箇所ありました。こちらについては大津の事故とか川崎の事件を踏まえまして、来年度以降予算を増やしていただいて、やれるところからやっていこうということで、経過の③にあるように、費用についてはグリーンベルトなど比較的すぐにお金があれば修繕ができるところを主として、新規と改修を含め1億4千万円程度ということがわかりました。こちらを来年度から8年間を目標に新設分を整備し、2千万円ずつ予算を措置していただきながら道路の修繕をしたいと思っています。合わせて、国の社会資本整備総合交付金を申請いたしまして財源を確保して、工事については都市整備部の土木管理課および整備課のほうで窓口になってもらうということで、都市整備部とは話がついています。

子ども未来園・幼稚園の散歩経路についても、経過にあるように各担当のほうでコースを再検討し、③にあるように、県、警察、市の所管課の立会いで現場確認を行い、危険個所の洗い出しをし、もし危ない箇所があるのであればコースを外すなど適切に対応をするということで、おのおの小中学校、未来園、犬山幼稚園の通学路、散歩経路の見直しをさせていただいたということで、議員さんに報告をしました。以上です。

教育長:

来年度から7年かけて、1年にだいたい2千万円程度ですが、グリーンベルトやカラー塗装を進めていきますということです。これについて何かご意見ご質問があるようでしたらお願いします。

奥村委員:

今後は都市整備部でということになるということですが、これはもう 教育委員会から外れてしまうということでしょうか。

長瀬課長:

仕組み的には、各小中学校から毎年通学路要望が上がってくるので、 それをうちの所管の機関である通学路安全対策協議会で対応可能不可 能というような、アドバイザーの先生も含めて判断をしていただき、そ れを対応可能であるということになれば、都市整備部のほうに話をして 予算化をしていただくという方法を取りたいと思っています。

教育長:

全く離れてしまうというわけではなく、元々道路というのは通学路であると同時に一般市民も利用する道でありますので、その道路の管理は都市整備部が主にやっているので、そういった関係で都市整備部のほうで予算化をし、通学路でもあり一般の方も使われる道路にグリーンベルトをという考え方であります。

長瀬課長:

新設の場合は学校教育課でもやっていますが、今度は更新しなくてはいけない箇所も出てきますので、更新する場合は道路の状況を見ながら、道路の舗装をしたほうがいいという判断もあるので、市道については土木管理課の所管になるので、そちらのほうで一緒にやった方が経費が少なく済むだろうということで判断させていただきました。

教育長:

他にどうですか。特にないようです。では次へいきます。 「「犬山おあしす(あいさつ)運動」標語優秀賞表彰式」について、事 務局お願いします。

上原課長:

今年度も昨年度に引き続きまして、おあしす運動の標語を各学校にご依頼をさせていただきました。表彰式が10月12日産業振興祭の時にございますので、お時間ございましたら足を運んでいただけたらと思いますのでよろしくお願いします。以上です。

教育長:

おあしす運動の標語について何かありましたらお願いします。特によろしいですか。では、次へいきます。

「10月・11月の行事予定」について、事務局お願いします。

大藪主事:

一通りご覧いただければお分かりいただけると思いますが、10月から学校訪問が始まります。10月17日の東部中学校を皮切りに、11月25日の犬山西小学校の訪問は諸帳簿の点検のみになりますので、足を運んでいただくことはありませんが、11月21日の羽黒小学校の学校訪問まで約1ヶ月ちょっとのところで、またご足労願いますのでよろしくご指導お願いします。2点目、10月30日に犬山西小学校において丹葉地方教育事務協議会の犬山市教育委員会の委嘱における研究発表会が行われます。こちらにもまたご指導いただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

教育長:

10月・11月の行事予定について、何かご意見ご質問があればお願いします。また後期の学校訪問がスタートしますし、10月30日には大山西小学校の研究発表会ということで、出来ればお時間を取っていただいてご出席をいただくようお願いしたいと思います。では次へいきたいと思います。

続いて、非公開の(9)「いじめ防止に向けて」を行います。

「いじめ防止に向けて」

報告事案及びこれまでの継続事案についてのその後について説明後、以下の意見、説明があった。

- ・部活動の中で起きた事案だが、部活動自体の運営は上手くいっているのか。
- ・顧問が変わったこともあり、男女共、年度当初は落ち着かない様子であったとは聞いているが、代替わりをして新しい学年になり、今のところは頑張っていると聞いている。
- ・夏休み明けに学校に来られなくなった子は把握しているか。
- ・9月の様子は10月初めに学校から報告があるのでわかるが、現時 点では報告を求めていないため掴んでいない。

教育長:

それでは、本日追加の案件へいきます

「教育委員と市民との意見交換会」について、事務局お願いします。

長瀬課長:

2件追加がありますが、まず「教育委員と市民との意見交換会」についてです。実施要項として案をお示しさせていただきました。目的は大山市教育委員会基本条例第10条に基づき実施するものです。期日については、11月16日土曜日午後3時から4時半までお願いします。場所は南部公民館の1階です。内容につきましては、教育施策全般という

ことで、給食費が最大の施策となっていますので、こちらも含むということでお願いします。周知については小中学校の保護者さんに案内文の配布と、市民の方には町内の回覧をしたいと思っております。併せてホームページの掲載をします。進行については、まず自己紹介をしていただいて、意見交換ということでお願いします。司会を教育長にお願いします。議事録を取ること、会議室等準備は事務局で行いますのでご承知おきをいただきたいと思います。説明は以上です。

教育長:

委員の皆様方には極力ご参加をいただきたいと思います。これについて、何かお尋ねになりたいことがおありでしたらお願いします。特によろしいですか。では、次へいきます。

「給食費に関する保護者等への説明及び意見聴取」について、事務局お願いします。

長瀬課長:

先月以来、給食費のことについて複数の議員さんからご指摘を受けて おるところですけど、進捗状況としてNo.11をご覧ください。平成30 年度の犬山市学校食育推進委員会でお話をしたのが出発点になります。 令和元年度になりまして、6月議会で岡議員から一般質問がありまし た。今回も岡議員と久世議員からの一般質問がありまして、答弁につい てはNo.2で見ていただいたとおりになります。その後6月には校長会へ の説明と14小中学校のPTA会長への説明、それから各小中学校の保 護者さんの代表等に説明をさせていただいておる状況です。現在は9月 17日から25日まで全保護者さんに給食に関するアンケートを実施 しています。別紙にありますように、「アンケートのお願いと学校給食 の現状について」ということで、前回お見せしたものから不足している 栄養素があるというグラフを付け足しさせていただいて、少し内容を変 えています。愛知県内の市町村の平均給食費であるとか、補助が出てい る自治体があるとかを修正しています。自校方式とセンター方式のいい ことの項目を合わせてくださいというご意見もあったので、修正して出 させていただいております。来月アンケート結果を踏まえまして、保護 者さんへの説明および意見交換会をこの日程で考えております。こちら についても、教育委員の皆様方に、もしご都合がつけば一緒に説明をし ていただきたいなと思っておりますので、同席の程よろしくお願いした いと思います。11月16日の教育委員さんと市民との意見交換会を経 て、12月には給食費を見直すかどうかをまとめたいと思っております のでよろしくお願いします。以上です。

教 育 長:

今説明があったとおりですが、今後10月16日、18日、26日と3回保護者に説明をし意見交換の場を設ける。また11月には16日に教育委員との意見交換会が予定をされておりますので、全部に出ていただくことは難しいかもしれませんが、10月は2名ずつ、11月はできたら皆様に出ていただきたいという提案でしたが、これについて何かありましたらお出しをいただきたいと思います。よろしいですか。

奥村委員:

保護者への説明会に、学校食育推進委員会の委員の方は参加されるの

	でしょうか。この委員会の見解はどうなのかと思いまして。
長瀬課長:	9月4日に元年度の第1回学校食育推進委員会を開きました。そこの
	中でも平成30年度と同様に給食費の見直しをしていますというお話
	をさせていただきました。委員は保護者代表の方と学校長の代表の校長
	先生と、栄養士の代表と薬剤師の代表、学識経験者ということで名経の
	倉橋先生で、当日お1人欠席はありましたが、どなたも反対意見はなく、
	値上げについてはやむなしだねという意見はいただいております。
教 育 長:	事務局と教育委員さんで対応していくということですが、できれば食
	育推進委員会の委員の方にもこの会に出ていただいたらどうかという
	ご意見ではないですか。
奥村委員:	そうですね。教育委員会ではそこまで発展していなくて、食育推進委
	員会のほうで話が出たところから、議会でも話が出ているということな
	ので、今までの状況というのは委員会の方がご説明されるのがいいのか
	なと思うのと、もう一つ根本的に給食費というところではなく食育とい
	うところでの全般を含めての話をしないと、食育推進委員会というもの
	自体が違う方向になってしまうと思うので、そちらを一度検討されたら
	どうかと思いました。
中村部長:	食育推進委員会は教育委員会の附属機関で諮問機関で、この委員さん
	に説明会に出てくださいというのは少し役割が違いますから、任意で出
	て来ていただくことは可能かもしれないという位置づけになります。お
	っしゃるように食育という観点で食育推進委員会のほうは審議、議論を
	なされますので、たまたまこれは給食費に関する流れをお伝えさせて
	いただいたのでそういうふうに受け止められたかもしれませんが、もう
	少し大きなところで委員会のほうは議論がされています。最初に戻りま
	すが、この委員会に説明会に出て来てくださいというのは役割が違いま
<u> </u>	すというご理解をいただきたいと思います。
奥村委員:	わかりました。
教育長:	食育推進委員会の様子については事務局のほうから伝えるというこ
	とで、あえて委員さんが出られなくてもこれは大丈夫だという捉えだと
	思います。他によろしいでしょうか。ありがとうございます。ではこの
	ようにお願いしたいと思います。では次へいきます。
数 去 E.	自由討議
教育長:	自由討議に移ります。発言はありませんか。
	○特になし スの #
教 育 長:	その他 事務局、お願いします。
事務局:	#務局、お願いしまり。 総合教育会議についてということで、頭出しさせていただきました。
尹 伤 问:	
	は、米牛及の主要事業をおかしする了足でわるそうですのでよろしくお 願いします。資料については企画課のほうから1週間前位に送付させて
	カタタヾ・しよy。貝イイメに ノメ・ト、「ムユエ凹牀ツノメよノカサりl処 則刑型ルに反竹させ、

	いただく予定ですのでお願いします。以上です。
	閉 会
教 育 長:	これをもちまして、9月定例教育委員会を終了(15:41)させて
	いただきます。

【次回開催】 定例教育委員会 10月24日(木)9:30 301会議室